

ふじみ野市緑の基本計画（案）に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和5年1月20日から令和5年2月18日まで

■意見の募集結果

提出者数 1名 提出件数 15件

■意見提出方法の内訳

郵便	0件	ファクシミリ	0件	電子申請	0件
電子メール	1件	直接書面による提出	0件		

■担当課

公園緑地課

■意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
全体 本文との対応のため、図表には通し番号をつけるべきである。	本文の内容に対応した図表となっているため、通し番号は不要と判断します。	なし

<p>P19 3 土地利用 上の横棒グラフ、地目別面積の推移、H20 から H21 にかけての「宅地」と「その他」の面積推移がおかしいのではないか。おかしくないのなら追加説明が必要である。</p>	<p>地目別面積の推移につきましては、令和 3 年度の統計ふじみ野が出典となっております。また、統計ふじみ野の地目別面積については、税務課の課税資料が元となっており、平成 21 年に宅地の中にあつた非課税地をその他に再分類した等の仕様上の差異と思われます。</p>	<p>なし</p>
<p>P19 3 土地利用 土地利用現況図（令和 3 年度）、福岡新田の流通センター建設地がまだ「水田」となっている。目立つ範囲なので「その他の空き地 4（改変工事中の土地）」とすべき。</p>	<p>土地利用現況図は都市計画基礎調査（令和 3 年度）の資料を使用しており、令和 2 年 10 月時点の状況を反映したものとなっています。また、緑被現況図については、令和 4 年 1 月の航空写真が元となっています。出典資料により状況の差異があります。</p>	<p>なし</p>
<p>P29 公園・緑地現況図 「大井弁天の森」、東部と西部のみ特別緑地保全地区となっているが、中央部もその区分でないか。</p>	<p>中央部がどの部分なのかは分かりかねますが、市道 D-145 号線及び都市計画道路「竹間沢大井勝瀬通り線」の部分については特別緑地保全地区から外れております。</p>	<p>なし</p>
<p>P39 2) ”創造する緑”に関わる方針 老木もふえてきていることから、樹木の更新および「補植」をおこないます、と「補植」を追記したらどうか。</p>	<p>補植につきましては、P39 3 行目の「緑化を行います」という文言に含まれております。各施設におけるバランスを考慮し、補植も含めて適宜緑化を推進してまいります。</p>	<p>なし</p>

<p>P43 3 3つの方針をふまえた全体計画のイメージ像</p> <p>緑のネットワーク、「市の境界部の骨格軸に関しては隣接自治体と協議してその適切な形成、維持管理を行います」と追記したらどうか。</p>	<p>文面からすると「緑のネットワーク」ではなく「水と緑の骨格軸」のことと想定します。この骨格軸は現在の状況を踏まえたうえでの計画のイメージ像となっております。そのため、骨格軸周辺の本市に関わる部分において可能な限りネットワークが形成出来るような緑化に努めてまいります。</p>	<p>なし</p>
<p>P47、P48 1) 骨格となる緑の保全と継承</p> <p>行政の項に「主要樹木などの現状調査に基づく管理計画を緑地ごとに策定します」、「緑の保全管理検討委員会（仮称）」を設置し、その助言も受けて適切な保全管理を進めます」と追記してはどうか。</p>	<p>緑地ごとの管理計画を策定すると、計画がいくつもできてしまい管理しきれなくなってしまうため、本計画を元に適切な維持管理を行ってまいります。また、緑の保全方法につきましては、近年の様々なニーズに対応するため、自治組織、愛護会等と密に連携して樹木医や剪定業者とも調整しながら対応を検討していきます。</p>	<p>なし</p>
<p>P48 (2) 大井弁天の森（斜面林の緑）の保全・継承</p> <p>「自然に近い状態での維持管理に努めます」と、2023年1月から始まった大規模な伐採・剪定は矛盾していないか。</p>	<p>大井弁天の森に対する市民の方々からの要望に基づき、維持管理する上で必要な手入れを実施しています。</p>	<p>なし</p>
<p>P49 2) 固有の緑の文化・歴史の保全・継承</p> <p>行政の項に、「ふじみ野市文化財保護審議会」に諮問してその維持管理を行います」と追記してはどうか。</p>	<p>文化・歴史と関連した緑の保存維持につきましては、文化財保存活用地域計画の策定の中で検討を行います。文化財保存活用地域計画策定にあたっては、文化財保護審議会とともに進めます。</p>	<p>なし</p>

<p>P49 (2) 社寺林、指定保存対象木等、土地の風土を代表する景観の保全と継承 ボックス内の記述と行政の項が対応していない。「社寺林や指定保存樹木の保全維持を行います」とすべき。</p>	<p>「緑地保護地区は」を「緑地保護地区に指定されている社寺林や保存樹木は」に変更し、内容をわかりやすくしました。 また、「指定保存対象木」は「保存樹木」に統一します。</p>	<p>あり</p>
<p>P51 (2) 農業景観・環境の保全 行政と市民の協働の項、「遊休農地の砂ぼこり、土壌流出防止のため、緑肥作物の栽培などを推進します」と追記してはどうか。</p>	<p>砂ぼこり等の土壌対策を理由に農地の管理方法を指定する方策を推進することはできません。</p>	<p>なし</p>
<p>P52 (3) 生物多様性への配慮 行政の項、最後のパラグラフ、カシノナカキクイムシが... 埼玉県と連携しながら適切な「予防・防除」に取り組みますと「予防・防除」を追記してはどうか。</p>	<p>「予防・防除」のみに限定するわけではないため、適切な対策としています。近隣自治体の取組も参考にしながら、埼玉県と連携して適切に対応してまいります。</p>	<p>なし</p>
<p>P56 (1) 道路緑化の推進と緑の連続性の確保 行政の項、街路樹の剪定に「剪定した街路樹の枝葉については、市内のバイオマス有効利用の観点から熱資源あるいは堆肥化して有効利用します」と追記してはどうか。</p>	<p>「剪定等に出た枝葉の有効利用に努めます。」という項目を追記します。 また、P54の公園・緑地の維持管理についても「維持管理の際に出た枝葉の有効利用に努めます。」という項目を追記します。</p>	<p>あり</p>

<p>P57 公共公益施設の緑化の推進</p> <p>行政の項、公共公益施設は、まちの緑化のモデルとなるよう「侵略的外来植物をさけて」芝生駐車場や生け垣等を導入し、と「 」内を追記してはどうか。</p>	<p>公共公益施設の新規緑化についてオオキンケイギクなどの特定外来生物を計画に取り入れることはありません。現在繁茂している特定外来生物の対応については、埼玉県とも連携を取りながら行ってまいります。</p>	<p>なし</p>
<p>巻末 2__用語解説</p> <p>「外来生物」の説明：『もともといなかった生物で』自然に、あるいは観賞用や有用種として人為的に外国『や国内のもとの生息地』から入ってきた生きもの、と『 』内を追記してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、国内在来種を含めた説明とするため、「もともといなかった生物で自然に、あるいは観賞用や有用種として人為的に外国や国内のもとの生息地から入ってきた生きもの」と変更します。</p>	<p>あり</p>